

福利厚生とくしま



雨乞の滝(雌滝)
(写真提供/吉田 崇)

CONTENTS

平成29年度決算の概要(公立学校共済組合)	2
企画調整担当よりお知らせ	3
給付・年金第二担当からのお願い	4
障害厚生年金について	5
平成29年度「短期人間ドック・脳ドック」の実施結果 ..	6
特定健康診査【受診券】の送付について	7
共済組合のセミナーに参加して	8
ボウリング大会	8
ペンリレー	9
教職員体育大会	9
退職手当について	10
防ごう公務災害	11
財形貯蓄	12
徳島県教職員相談事業	13
クビオとは?	14
公立学校共済組合徳島支部で保有する個人情報の利用目的 ..	14
個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入手続きについて ..	14
考えていますか?セカンドライフのこと	15
教育文化の振興に関する事業助成金(互助組合)	15
平成29年度決算の概要(県教職員互助組合)	16
ご存知ですか?互助組合の貸付事業	17
カフェテリア助成対象一覧表	18
これからの互助組合主催イベント	20

発行/  公立学校共済組合・(一財)徳島県教職員互助組合・徳島県教育委員会福利厚生課
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1 TEL 088-621-3175 <http://www.kouritu.or.jp/tokushima/index.html>

ご家庭にお持ち帰りください

公立学校共済組合徳島支部

検索

「福利厚生とくしま」は、公立学校共済組合徳島支部ホームページの事務担当者専用ページおよび徳島県総合教育センターの福利厚生ポータルにも掲載しています。

平成29年度 決算の概要

公立学校共済組合徳島支部

公立学校共済組合徳島支部の平成29年度決算が、6月25日に開催された支部運営審議会で承認されましたので、その概要をお知らせします。

■組合員数等

組合員数、扶養者数等は次表のとおりです。

組合員数は、8,128人で前年度に比べて129人の減となりました。

また、被扶養者数は6,177人となり、前年度と比べて185人の減となりました。

種 別	組 合 員 数			被扶養者	1人当たり 被扶養者数
	男	女	計		
一般組合員	3,107	4,781	7,888	6,054	0.76
任意継続組合員	83	157	240	123	0.51
合 計	3,190	4,938	8,128	6,177	0.76

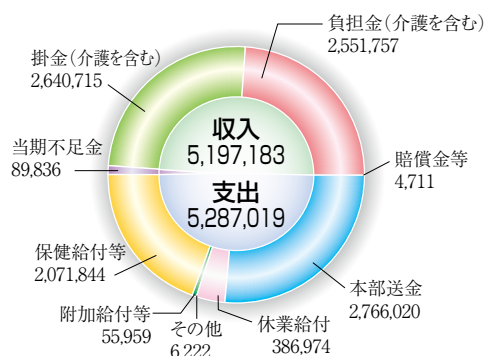
■短期経理

組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡その他災害等に関して法律で定めている法定給付と、法定給付を補完するため共済組合が独自に行う附加給付を支出している経理です。

この財源は、組合員の掛金と事業主である地方公共団体の負担金でまかなわれています。

ただし、任意継続組合員については、地方公共団体の負担がないため、負担金部分も含めて本人が負担しています。

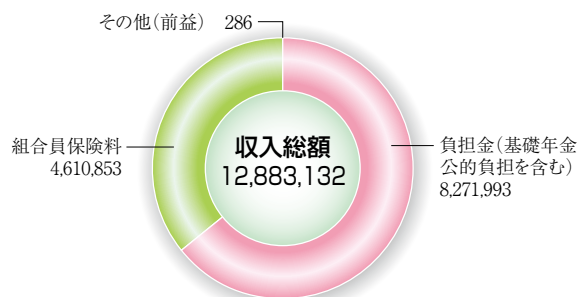
短期経理収支状況 (単位：千円)



■厚生年金保険経理

組合員の退職後の生活の安定のため、老齢厚生年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金の給付を行う経理です。収入全額を年金の原資として本部へ送金しました。

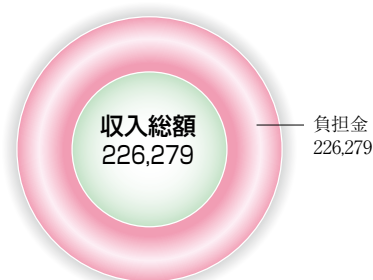
厚生年金保険経理収入状況 (単位：千円)



■経過的長期経理

退職共済年金の経過的職域部分及び公務上の遺族共済年金・障害共済年金の給付の財源を扱う経理です。収入全額を年金の原資として本部へ送金しました。

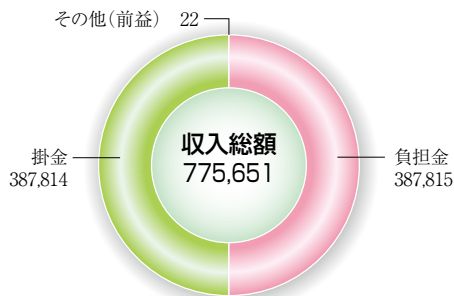
経過的長期経理収入状況 (単位：千円)



■退職等年金経理

年金払い退職給付の給付を行う経理です。
収入全額を年金の原資として本部へ送金しました。

退職等年金経理収入状況 (単位: 千円)

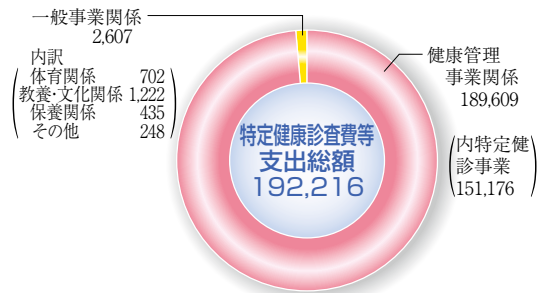


■保健経理

組合員とその被扶養者の健康の保持、増進等を図るための事業を行う経理です。

特に健康管理事業を重視し、30歳以上の組合員を対象とした短期人間ドック、45歳以上の組合員を対象とした脳ドック検診事業を重点的に実施しました。

特定健康診査等費支出割合 (単位: 千円)



■業務経理

短期給付事業及び長期給付事業の支給事務を円滑に運営するための経理で、その財源は地方公共団体の負担金等です。

収入総額は59,200千円、支出総額は59,013千円で、この結果、186千円の剰余金が生じました。

■貸付経理

組合員が臨時に資金を必要とする場合に貸付を行う経理です。

貸付状況

種 別	件数	貸付額(円)	種 別	件数	貸付額(円)
一般貸付	45	48,828,871	結婚貸付	1	2,000,000
住宅貸付	3	15,000,000	葬祭貸付	0	0
教育貸付	7	8,230,248	高額医療貸付	0	0
災害貸付	0	0	出産貸付	0	0
医療貸付	0	0	計	56	74,059,119

企画調整担当よりお知らせ

- ① 平成30年9月より厚生年金保険料率（労使折半）が、変更になっております。

179.86% → 183.00%
(89.93) (91.5)

ご負担をお掛けいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

- ② 任意継続掛金の算定の標準となる標準報酬月額の見直しが、平成30年4月1日以後退職される方より次のように変更になっております。

- ① 退職時の標準報酬月額
- ② 全組合員の平均標準報酬月額（平成30年度は410,000円）※平成31年度未定

【問い合わせ先】 企画調整担当 TEL 088-621-3179

給付・年金第二担当からのお願い

被扶養者の資格確認をしてください。

被扶養者の収入が認定基準額を超えていて遡及して認定取消することが増加しています。扶養されている配偶者、ご両親、お子さん等の収入額を常に把握してください。認定取消の手続きが遅れますと、既に公立学校共済組合が医療機関等に支払った医療費と給付金を返還していただくことになりますので気を付けてください。

★被扶養者の資格が遡及して取消しとなる主なケース

収入超過

- ・パート、アルバイト収入（交通費等も含む）が年額130万円以上だった。
- ・パート、アルバイトの毎月の収入が108,334円を3ヶ月連続して上回っていた。
- ・雇用保険の失業給付が日額3,611円以上だった。
- ・遺族年金、障がい年金など公的年金を受給しており、収入が年額180万円を超えていた。
- ・公的年金以外に企業年金や個人年金等を受給していたことがわかり、年額180万円を超えていた。
- ・年金額の改定により、他収入と合わせた額が180万円を超えていた。

夫婦共同扶養

- ・組合員と配偶者の前年の収入を比較したところ、配偶者の収入が組合員の収入より1割以上多かった。（夫婦共に当共済組合員の場合は除く）
- ・組合員以外の者が、扶養手当又はそれに相当する手当を雇用主から受けていた。

就職等

- ・就職や結婚等により被扶養者が他の健康保険に加入した、または組合員の扶養の実態がなくなった。
- ・被扶養者が扶養手当受給中であっても、パート先等の健康保険に加入した時は取消となります。

限度額の超過

- ・60歳未満……………130万円
- ・障がい年金受給者または60歳以上の公的年金受給者……………180万円

※父または母いずれか一方が被扶養者のとき、認定されていない配偶者（父または母）の収入も確認されるので気をつけてください。

別居

- ・同居を認定要件としていた被扶養者が別居した。
- ・別居している父母等への送金がされていなかった、または送金額が少なかった。

※別居の被扶養者への送金は必ず組合員の口座から当該被扶養者の口座へ送金してください。

新規認定は要件を備えた時から30日以内に必ず届出をしてください。

被扶養者の認定は、要件を備える事実が生じた日から30日以内に申告すれば、要件を備えた日に遡って被扶養者として認定出来ます。例えば、出産した日から30日以内に申請すれば、その子の誕生日から被扶養者として認定できます。しかし、申告が30日を過ぎて届出をした場合、提出した日からの認定となりますので、その間の医療費については給付は行えないので申告が遅れないように十分気を付けてください。

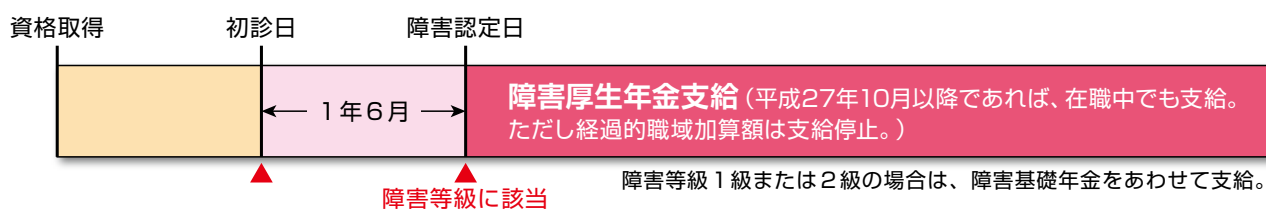
給付・年金第二担当 Tel (088) 621-3176

障害厚生年金について

組合員が、在職中に初診日がある傷病(精神疾患を含む)や負傷等により、一定の障害状態になった場合に、その程度に応じて、組合員からの請求により障害厚生年金が支給されます。

1. 支給要件

- ①初診日(その障害の原因となった傷病について、初めて医師の診療を受けた日)が組合員期間中であること。
- ②障害認定日*に障害等級が1級から3級の状態にあること。(障害者手帳の等級とは異なります。)
※初診日から1年6月を経過した日、またはその期間中に傷病が治った(症状が固定した日)場合は治った日。
 (下記《障害認定日の特例》を参照)
- ③初診日の前々月までの期間において、保険料納付済みまたは免除期間が2/3以上ある。または、初診日の前々月までの直近1年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと。



《障害認定日の特例》

初診日から1年6月を経過する前でも、下表の状態に該当する場合は、特例として障害認定日が下表のとおりとなります。

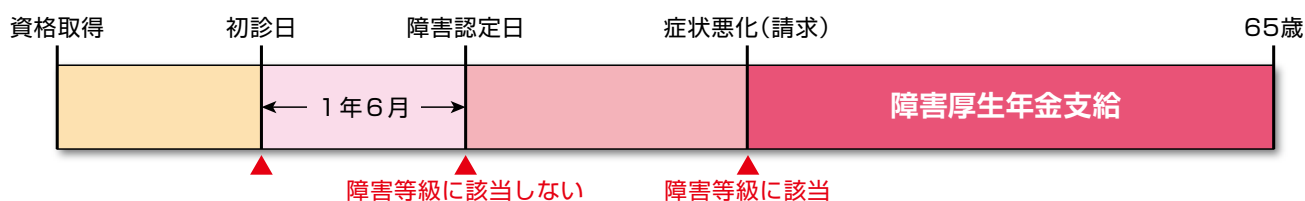
症例の現象	障害認定日
上肢、下肢を離断又は切断した場合	離断又は切断した日
人工骨頭又は人工関節を挿入、置換した場合	挿入、置換した日
心臓ペースメーカー(ICDを含む。)又は人工弁を装着した場合	装着した日
人工透析療法を施行した場合	開始日から3月を経過した日
人工肛門又は尿路変更術を施行した場合	施術日から6月を経過した日
人工膀胱を造設した場合	造設した日
喉頭全摘出手術を施した場合	喉頭全摘出手術を施した日
在宅酸素療養を行っている場合	在宅酸素療養を開始した日

2. 事後重症による請求

障害認定日に一定の障害状態(障害等級1級から3級)に該当しなかった場合でも、その後症状が悪化し、65歳に達する日の前日までに障害等級に該当するようになったときは、その期間内に請求すれば障害厚生年金が支給されます。

※事後重症による請求の場合、請求日の翌月分から年金が支給されるため、請求が遅くなると、年金の受取期間が短くなります。

※請求書は、65歳の誕生日の前々日までに提出する必要があります。



Point!

★初診日の確認をお願いします。

※初診日から時間が経つと、医療機関での証明書類の取得が難しくなります。請求をお考えの方は、ご自身の病歴・受診歴等を整理していただいたうえで、給付・年金担当までご連絡ください。

★ご自身の障害状態が1級から3級に該当する可能性があるか、医師にご相談ください。

★障害厚生年金と傷病手当金の支給期間が重複する場合は、傷病手当金の支給額が調整されます。

平成29年度「短期人間ドック・脳ドック」の実施結果

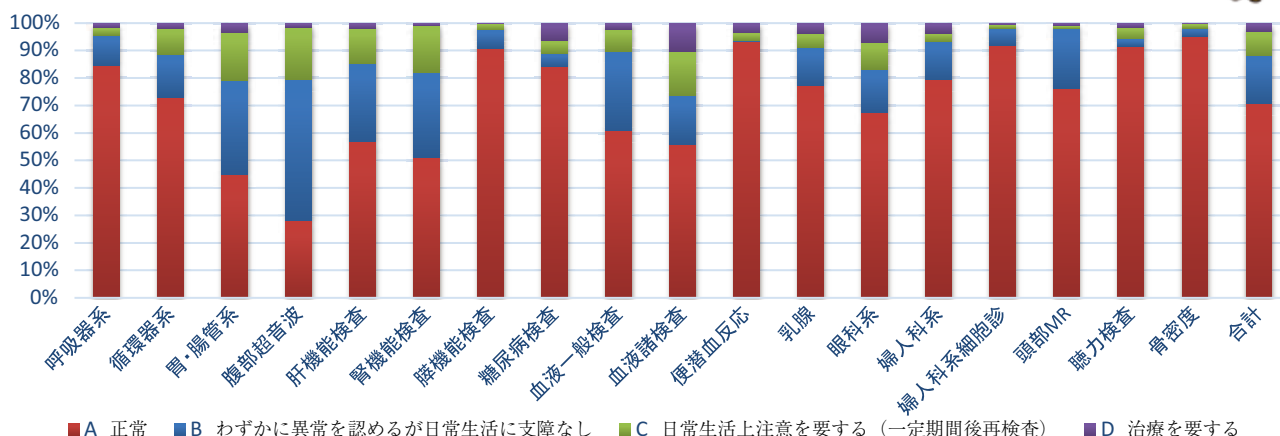
要医療
(C+D)
11.8%

ドックで早期発見・早期治療を！

平成29年度短期人間ドック・脳ドック事業の検査結果が、次のとおりまとまりましたのでお知らせします。現在、日本人の死亡原因1位は男女とも「がん」となっています。がんは命にかかわる大きな病気ですが、早期の段階で治療をすればほぼ治すことができます。検査結果が要精密検査C・治療を要するDの方は、必ず医療機関で受診してください。

短期人間ドック受診結果

検査項目の総合判定のうち、要精密検査C＋治療を要するDは全体の11.8%となりました。検査項目別ワースト3は、1位 血液諸検査、2位 胃・腸管系、3位 腹部超音波となっています。



平成29年度短期人間ドック成績集計表

検査区分	検査人員	A 正常		B わずかに異常を認めるが日常生活に支障なし		C 日常生活上注意を要する(一定期間後再検査)		D 治療を要する	
		人員	割合%	人員	割合%	人員	割合%	人員	割合%
呼吸器系	4,734	4,004	84.6	521	11	131	2.8	78	1.6
循環器系	4,744	3,463	73.0	739	15.6	443	9.3	99	2.1
胃・腸管系	4,569	2,050	44.9	1,563	34.2	792	17.3	164	3.6
腹部超音波	4,747	1,330	28.0	2,436	51.3	909	19.1	72	1.5
肝機能検査	4,754	2,697	56.7	1,356	28.5	604	12.7	97	2.0
腎機能検査	4,739	2,428	51.2	1,463	30.9	806	17.0	42	0.9
脾機能検査	4,458	4,046	90.8	305	6.8	101	2.3	6	0.1
糖尿病検査	4,752	4,004	84.3	223	4.7	218	4.6	307	6.5
血液一般検査	4,760	2,896	60.8	1,381	29.0	376	7.9	107	2.2
血液諸検査	4,654	2,605	56.0	819	17.6	747	16.1	483	10.4
便潜血反応	4,567	4,267	93.4	8	0.2	130	2.8	162	3.5
乳腺	2,638	2,037	77.2	367	13.9	136	5.2	98	3.7
眼科系	4,742	3,193	67.3	754	15.9	457	9.6	338	7.1
婦人科系	1,496	1,188	79.4	208	13.9	46	3.1	54	3.6
婦人科系細胞診	2,558	2,353	92.0	159	6.2	30	1.2	16	0.6
頭部MR	105	80	76.2	23	21.9	1	1.0	1	1.0
聴力検査	4,749	4,353	91.7	123	2.6	197	4.1	76	1.6
骨密度	3,569	3,399	95.2	105	2.9	54	1.5	11	0.3
合計	71,335	50,393	70.6	12,553	17.6	6,178	8.7	2,211	3.1

(被扶養配偶者ドック・オプション検査等含む)

脳ドック受診結果

平成29年度脳ドック受診人数は、392名(対象は45歳以上)で、総合判定のうち、要精密検査Cは全体の7.9%で、要治療Dは全体の2.4%となっています。

検査区分	検査人員	A 正常		B わずかに異常を認めるが日常生活に支障なし		C 日常生活上注意を要する(一定期間後再検査)		D 治療を要する	
		人員	割合%	人員	割合%	人員	割合%	人員	割合%
脳ドックMR	392	288	73.5	64	16.2	31	7.9	9	2.4

※平成30年度の人間ドック等の予約はお早めに！



被扶養者の方へ 特定健康診査【受診券】の送付について

平成30年7月中旬に自宅へ送付しました。

特定健康診査とは…

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、糖尿病や高血圧など自覚症状の少ない生活習慣病を調べる健診です。

該当する被扶養者（40歳以上75歳未満）の方には、7月中旬に「特定健康診査受診券」を自宅に送付しました。無料で受診できますので、是非ご利用ください。

有効期限 平成31年1月31日です

（被扶養配偶者ドックを受診される方には「受診券」は送付していません。）

※**受診日に共済組合の被扶養者でない場合は、特定健康診査を受診できません。**

組合員の方

定期健康診断・人間ドックを受診していただくことで、特定健康診査を受けたものとみなされます。

被扶養者の方

実施医療機関で受診券＋被扶養者証を提示し、1月31日までに受診してください。

※被扶養配偶者ドックを受診決定した場合、特定健康診査の受診券を医療機関へお持ち下さい。

★受診券が届いていない方、紛失された方はご連絡ください。

特定健康診査

以下の検査をします。

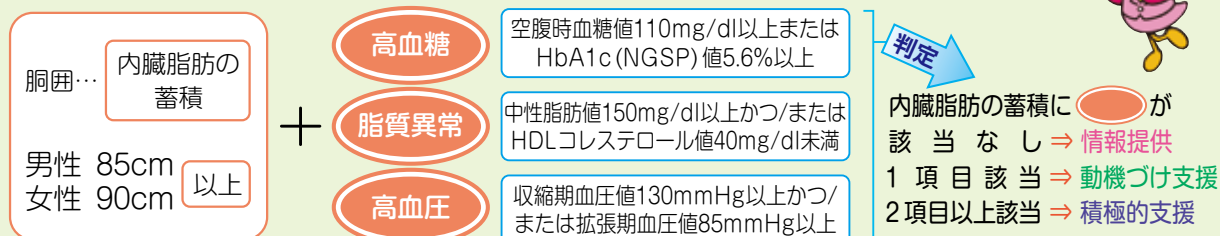
腹囲測定	内臓脂肪の蓄積状態を確認
身体計測	身長・体重から体格（BMI）を確認
検尿	糖尿病のリスク、腎臓の状態を確認
採血	高血糖・脂質異常・動脈硬化のリスク、肝臓の機能を確認
血圧測定	収縮期血圧・拡張期血圧を確認
問診	健康状態・喫煙・服薬・既往歴等

※規定の項目以外を受けた場合は、自己負担をお願いします。

アルバイト・パート先の定期健康診断などを受診される方は、その結果をもって特定健康診査に代えることができます。この場合は、受診券に健診結果の写しを添えてご返送ください。結果に応じて特定保健指導が受けられる利用券を送付します。

特定保健指導とは…健康診断の結果から、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に該当する方またはその予備軍と判定された方のうち、生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して特定保健指導（動機づけ支援・積極的支援）を実施します。特定保健指導の対象となった方には別途利用券をご自宅へ送付します。 **※保健指導(初回面談)を受診していただいた方に健康グッズを差し上げます。**

メタボリックシンドロームの判定基準



※治療のため服薬している場合は「情報提供」となります

特定保健指導については、医療機関で受ける場合とは別に、**SOMPOリスケアマネジメント㈱と株式会社ベネフィットワン・ヘルスケアに委託契約しています。**職場やご自宅など、ご都合のよい場所に保健師等が出向き、個別訪問型の特定保健指導ができます。是非ご利用ください。自己負担なし「**無料**」で受けられます。

〈個人情報の取り扱いについて〉

結果データについては個人情報の保護に関する法律、公立学校共済組合個人情報保護方針、公立学校共済組合個人情報保護規定等により、確実な漏洩の防止等適切な管理が行われます。

第2期データヘルス計画書を作成しました。ホームページをご覧ください！

共済組合のセミナーに参加して

公立学校共済組合徳島支部では、健康づくり事業として、各種セミナーを夏休み期間中に開催しました。今年も定員を超過し、抽選となったセミナーもありました。これからも、組合員の皆様に興味を持たれるセミナーを開催したいと考えております。

肩こり・腰痛予防セミナー

講義とともに、肩こり・腰痛の予防、解消に効果的な実技を内容とするセミナーを7月26日、27日にザ・グランドパレス徳島で開催しました。

講師 (株)ルネサンス 村上 智子 氏

受講者の声

- ・今日習った運動を日常生活で実践したい。
- ・とても分かりやすい、実践しやすい動きでよかったです。



ヘルスアップセミナー（RIZAPトレーナーのマル秘テクニック！）

心身の健康増進を図ることを目的に、講義、トレーニングを取り入れたセミナーを8月6日と7日に徳島グランヴィリオホテルで開催しました。

講師 RIZAP株式会社 パーソナルトレーナー 近田 真奈 氏
RIZAP株式会社 トレーナー 瀧 清吾 氏

受講者の声

- ・正しいトレーニング方法がよくわかった。
- ・運動実践編はハードだったけど、楽しく実践できた。



生活習慣病予防セミナー

生活習慣病予防のための運動指導等を行うとともに、自己管理に必要な知識を習得し、生活改善を支援することを目的としたセミナーを8月21日、22日に徳島グランヴィリオホテルで開催しました。

講師 (株)ルネサンス 管理栄養士 松岡喜美子 氏
(株)ルネサンス インストラクター 矢野ゆかり 氏

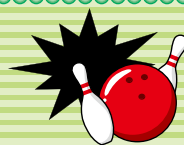
受講者の声

- ・自分の体と向き合うことができた。
- ・ボールエクササイズはとてもよかった。
- ・ウォーキング・ストレッチは気持ちよかった。



平成30年度 教育委員会事務局職員等

ボウリング大会



優勝

教育政策課・コンプライアンス推進室
チーム



8月18日（土）に、スエヒロボウルにおいて開催しました。今年でこの大会も第11回を迎えました。入賞されたチームの皆さん、おめでとうございます！

準優勝

人権教育課
チーム



第3位

徳島県立総合教育センター
チーム



「先輩の言葉」

私は現在、城ノ内中学校に勤務しています。はじめて中学校に勤務し、高校との違いに戸惑いながらも職場の先生方からアドバイスをいただきながら、勤務しています。改めて考えてみても、これまでも周りの方々のサポート、特に先輩の先生方からのアドバイスは私にとって大きな力となってきました。中でも初任校で部活動指導をご一緒させていただいた先生のことは印象深く覚えています。その先生は、第一印象は豪快なイメージがありますが、繊細な側面を持っている先生で、よく生徒に「人の話は目で見ると聞く」ことの重要性を伝えていました。「相手の目を見て話す」「目を見てあいさつを交わす」ことはコミュニケーション力の重要なポイントですが、その先生は「人から学ぶことは多い。しかし、本当にその人が伝えたいこと、話の真意は耳から入る言葉だけでは理解できない。その人を目で見えて感じるこのすべてから理解しなければいけない」と教えてくれました。いまコミュニケーション力は重要視さ

れている能力の1つですが、学校生活の中で生徒と目を見合わせてコミュニケーションをとれている場面は少ないと感じています。その度に先生の言葉を思い出し、少しでも伝わればという思いで、生徒に接しています。

今年で教員になって17年目を迎えていますが、まだまだ未熟な部分が多く、さらに成長するためにも周囲の方々のアドバイスは必要不可欠と感じます。一方で若い先生方も増え、自分の位置が中堅（職場によってはベテラン）に位置づけられているため、これまで先輩の先生からいただいたアドバイスや言葉を若い先生方に伝える役割もあるのではないかと感じています。その役割を果たしながら、さらに自分自身も成長できるように、努力を続けたいと思っています。

★次は、城北高等学校の鈴木哲也先生お願いします。



徳島県教職員体育大会

9月16日(日)、城南高等学校において、平成30年度徳島県教職員（県立学校・市立高等学校等）体育大会県大会を開催しました。試合の結果は、次のとおりです。



バレーボール

優勝 吉野川高等学校

準優勝
徳島市立高等学校
第3位
阿南支援学校



ソフトボール

優勝 城西高等学校

準優勝
徳島中央高等学校
第3位
阿南支援学校
板野支援学校



卓球

優勝 徳島視覚・聴覚支援学校合同

準優勝
小松島高等学校
第3位
徳島中央高等学校



ソフトテニス

優勝 徳島科学技術高等学校

(不戦勝により)

大会開催にあたり、県大会の会場運営をいただきました城南高等学校、ブロック大会の会場運営をいただいた各幹事校、そして、各競技参加校の選手並びに応援の皆様、御支援・御協力をいただき、誠にありがとうございました。

暑い中、大変お疲れさまでした。

退職手当について

平成30年度 退職給付等請求手続説明会

県費職員 定年退職者 2月7日(木) 徳島県立総合教育センター
定年退職者以外 14日(木) 徳島県立総合教育センター

1. 退職手当の計算方法について

退職手当 = 基本額 (退職日給料月額 × **支給率**) + 調整額

(退職事由別・勤続年数別支給割合 × 調整率)

◆ 退職事由と勤続期間に応じた支給率 (H29改正)

勤続 期間	退 職 事 由			勤続 期間	退 職 事 由		
	自己都合	公務外傷病	応募・定年		自己都合	公務外傷病	応募・定年
20年	19.6695	19.6695	24.586875	33年	37.7487	37.7487	45.32355
21年	21.3435	21.3435	26.260875	34年	38.7531	38.7531	46.83015
22年	23.0175	23.0175	27.934875	35年	39.7575	39.7575	47.709
23年	24.6915	24.6915	29.608875	36年	40.7619	40.7619	47.709
24年	26.3655	26.3655	31.282875	37年	41.7663	41.7663	47.709
25年	28.0395	28.0395	33.27075	38年	42.7707	42.7707	47.709
26年	29.3787	29.3787	34.77735	39年	43.7751	43.7751	47.709
27年	30.7179	30.7179	36.28395	40年	44.7795	44.7795	47.709
28年	32.0571	32.0571	37.79055	41年	45.7839	45.7839	47.709
29年	33.3963	33.3963	39.29715	42年	46.7883	46.7883	47.709
30年	34.7355	34.7355	40.80375	43年	47.709	47.709	47.709
31年	35.7399	35.7399	42.31035	44年	47.709	47.709	47.709
32年	36.7443	36.7443	43.81695	45年	47.709	47.709	47.709

(注1)「公務外傷病」は、私傷病のうち、厚生年金法に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病を理由に退職する場合をいいます。

(注2) 年度途中退職に適用される支給率等について

- 勤続期間が11年以上で定年に達した日以後、定年退職日(3月31日)前に、その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額には、「自己都合」の場合の支給率が適用されます。
- 応募認定退職予定者が、「退職すべき期日」に退職しなかった場合、認定はその効力を失います。(基本額に、特例(割増)措置及び「応募認定」の支給率は適用されません。)

2. 調整額の考え方

各給料表の在職級、管理職手当、在職年数等に応じて調整区分により調整月額が決められ、平成8年4月1日以降で各月毎に属していた調整額の区分に応じて定める額のうち、額の多いものから60月分の合計額を算定します。

◆ 調整額区分表

調整区分 調整月額(円)		第1号 65,000	第2号 59,550	第3号 54,150	第4号 43,350	第5号 32,500		第6号 27,100	第7号 21,700
行政職	～ H18.3.31	11級	10級	9級	8級	7級		6級	5級、4級
	H18.4.1～	9級	8級	7級	6級	5級		4級	3級
研究職	給料表	5級	5級	5級	5級(左記以外)	4級		3級	2級
	期末勤勉役職加算								5
	管理職手当	1種	2、3種	4種	左記以外				
医療職(二)	給料表		8級	7級	6級	5級(課長補佐)		5級(左記以外)	4級、3級
高等学校 教育職	給料表		4級	4級	4級(左記以外)	3級	3級(左記以外)	特2級	2級(在職30年以上)
	期末勤勉役職加算		20	15	15	15、10	10	10	10
	管理職手当		4種	4種、5種		6種			
小中学校 教育職	給料表		4級	4級	4級(左記以外)	3級	3級(左記以外)	特2級	2級(在職30年以上)
	期末勤勉役職加算		20	15	15	15、10	10	10	10
	管理職手当		4種	4種、5種		6種			
技能労務 職	～ H18.3.31							6級	5、4級
	H18.4.1～							5級	4級

3. 退職手当をラクラク試算！

徳島県立総合教育センター教職員福利厚生ポータルサイト

検索

退職手当制度や見直しの概要、退職手当簡易計算シートを掲載しています。

【ID teacher, パスワード kokorook】

防ごう公務災害！

～ちょっとした油断が大ケガにつながります～



1. Watch Your Step！ ～事故の多くは足元で起きている！～

● 全ての学校 で起こりうる事故

【事例1】授業を終え、両手に教材の束を抱え階段を降りる途中、階段縁の滑り止めにつまづき、床に落下

【事例2】教室背面の環境美化中、生徒用ロッカー上部でバランスを崩し、床に落下

【事例3】荷物を持って移動中、端が一部めくりあがったマットに足をとられ、転倒

【事例4】手洗い場の床にこぼれていた水で滑り、転倒

● 体育の授業中 に起こりうる事故

【事例5】ドッジボール指導中、ボールを避けようと片足を軸に回転したところ、軸足に激痛が走り負傷

【事例6】サッカー指導中、複数の児童とボールを追っていたところ、児童と足が交差し、足首を捻り負傷

● 部活動指導中 に起こりうる事故 ～ 中学校・高校 ～

【事例7】バスケットボール部指導中、ボールを拾おうと片足を軸に方向転換したところ、軸足に激痛が走り負傷

【事例8】バレーボール部指導中、レシーブの際、ふくらはぎ全体にちぎれるような激しい痛みを感じ負傷

● その他 の事故

【事例9】校庭の樹木剪定時、脚立から下りる際にバランスを崩し、地面に落下

【事例10】ゴミ収集場で作業中、収集場内に巣を作っていたハチに刺され負傷



2. うっかり災害を防ぐコツ！ ～現場力の高い人間と安全な職場づくり～

①気づき	「あなたの成功体験が、あなたの安全を脅かす！」	～人間は失敗する動物です。～
②イメージ	「今、どうすれば災害を起こせる？」 「あるべき姿（正しい状態）は？」	～「危険感受性」を磨こう！～ ～異常を発見しやすく！～
③理解	「Know-How」プラス「Know-Why」！	～ルール違反を減らそう！～
④行動	「指示する時は肯定的かつ具体的に！」 「声に出して、指差し確認をしよう！」	～情報を共有しよう！～ ～「意識づけ」で失敗を減らそう！～
⑤管理	「災害を職員個人の責任にしていますか？」	～「気をつけて」では防げません。 まずは管理面でハード対策を。～

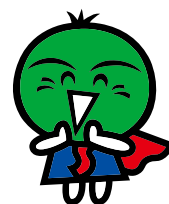
3. 災害が発生したら事故報告！

- ◆公務（通勤）に起因する災害は、公務（通勤）災害となりますので、速やかに福利厚生課へご連絡ください。
- ◆公務上の負傷であることが明らかな場合は、医療機関で共済組合員証を使用できません。受診時に、病院や調剤薬局で「公務上の負傷」であることを申し出てください。
- ◆療養中、自己の判断で転院されると、療養費を補償できない場合がありますので、ご注意ください。

地方公務員災害補償基金徳島県支部

検索

認定請求・療養補償・治癒関係の様式及び記入例等を掲載しています。



財形非課税貯蓄における育児休業等取得者の 継続適用特例制度について

1 制度概要

- 平成27年4月1日から、**財形非課税貯蓄（財形年金・財形住宅）制度**における
「育児休業等取得者の継続適用特例」制度がスタートしました。
- ◇改正前：定期的な払込みを2年間中断すると、利子等に対する非課税措置を受けられなくなり、長期間の育児休業等取得者が非課税貯蓄を継続できないケースがありました。
- ◇改正後：3歳に達するまでの子に係る育児休業等の取得者については、事前に所定の手続を行うことで、引き続き利子等に対する非課税措置を受けながら、**財形非課税貯蓄を継続**できるようになりました。

2 対象となる方

育児休業等の取得により、定期的な払込が2年以上中断する可能性のある方

※**勤務所属を通じた事前の手続が必要です。（育児休業等開始日後の提出は不可）**

※職場復帰直後の払込再開（給与からの控除）が必要です。

※払込の中断期間が2年以内であることが確実な方は、手続不要（自動中断）です。

3 手続方法（福利厚生課扱い分）

- ◇書類提出先
◇提出書類 ①～④

勤務所属 → 福利厚生課 → 契約金融機関
②と③については、各金融機関の所定様式です。
必ず、事前に **契約金融機関** にご確認ください。



- ① 財形（年金・住宅）貯蓄控除預入等依頼書（※県所定様式）
② 育児休業等をする者の財産形成非課税（年金・住宅）貯蓄継続適用申告書・育児休業等期間変更申告書
③ 関連様式（※金融機関により異なる）
④ 育児休業等を取得することを証明できる書類の写し

- ◇福利厚生課への提出期限
- | | |
|----------------|--------------------------------|
| I 育児休業等取得時 | 次の異動日が属する月の前月10日頃
育児休業等の開始日 |
| II 育児休業等の期間変更時 | 当初の終了日または変更後の終了日のいずれか早い日 |
| III 職場復帰時 | 復職日 |

手 続 時 期	提 出 書 類
I 育児休業等取得時	①・②・④は必須、必要に応じて③
II 育児休業等の期間変更時	①・②・④は必須、必要に応じて③
III 職場復帰時	①は必須、必要に応じて②・③
II→I 育休中に妊娠し、 引き続き産育休に入る場合	①・②・④は必須、必要に応じて③ ※2度手続が必要（産休取得（期間変更）→育休取得）

4 その他（福利厚生課扱い分）

- a 産前産後休暇（特別有給休暇）中は、控除可能です。
- b 復職後は、直ちに払込再開が必要であることから、控除再開は通年で可とします。
- c 控除再開時、金額等の変更は可とします。
- ※bとcについては、金融機関により取扱が異なる場合がありますので、契約金融機関にご確認ください。

ご不明な点等ございましたら
事前に、福利厚生課まで
お問い合わせください

【お問い合わせ・書類提出先】

〒770-8570 徳島市万代町1-1（県庁9階）
徳島県教育委員会事務局 福利厚生課（財形担当者）
〔電 話 088-621-3175〕

～ 徳島県教職員相談事業 ～

平成30年度版 (H30.10.1～)
〈相談者のプライバシーは厳守します〉

【福利厚生課関係】 利用できる方……公立学校、県教育委員会事務局、県立教育機関に勤務する教職員（県費負担教職員、臨時職員、非常勤職員等含む）※休職中でも利用できます。

● 教職員相談事業（メンタルヘルス・カウンセリング）

注意 申込時に「教職員相談事業」での利用を伝え、医療機関での相談時には共済組合員証等を持参のこと。無料相談は年度内5回までで、治療ルートにのるまでを「相談」とします。弁護士業務に係る場合や治療（投薬・心理療法等）を受ける場合は、費用が必要です。相談方法、時間制限は必ず守ってください。勤務中の利用については、休暇を取ってください。

専門相談員	相談場所	相談日時等	相談方法	申込方法
弁護士 松尾 泰三	ひまわり法律事務所 徳島市東新町2丁目9番1 しばやビル2F ☎088-655-0007	月～金 9時～18時	面接・電話・文書	要予約
精神科医 谷口 隆英	徳島シーガルクリニック ☎088-652-6837 徳島市寺島本町東1丁目30番地	月 水 金 土 9時～12時 13時～17時	面接	要予約
精神科医 石元 康仁	徳島県精神保健福祉センター ☎088-625-0610 徳島市新蔵町3-80	第2・4 水曜日 13時～17時	面接	要予約
精神科医 白石 公	公立学校共済四国中央病院 ☎0896-58-3515 四国中央市川之江町2233	火 木 金 14時～15時 (予約は健康管理係へ)	面接	要予約
精神科医 土井 章良	川村医院 ☎088-674-0120 名西郡石井町浦上上浦154-4	月 火 水 金 土 9時～13時 15時～18時	面接 電話	要予約
精神科医 多田 量行	あいざと山川クリニック ☎0883-42-8811 吉野川市山川町前川200-2	月 水 金 土 (第1・3・5) 9時30分～12時30分 14時30分～17時 (土除く) (受付は9～12時、14～16時)	面接	要予約
精神科医 宮内和瑞子	宮内クリニック ☎088-633-5535 徳島市名東町2丁目659	月 水 金 土 9時30分～17時 9時30分～12時 (受付は8時30分～)	面接	受付順
精神科医 枝川 浩二	枝川クリニック ☎088-653-1131 徳島市大和町2丁目3-51	月 火 木 金 土 9時～13時 14時30分～18時 9時～13時	面接 電話	予約可
精神科医 後藤 宏樹	けんなんメンタルクリニック ☎0884-23-6522 阿南市日開野町筒路15-1 阿南開発ビル5F	月 火 水 金 土 9時30分～12時 14時～17時30分	面接 電話	予約可
臨床心理士 川瀬かみ子	メンタルサポートオフィス —ひといき— ☎088-652-2292 徳島市東新町2-20-204	電話予約で相談のうえ日時決定。 予約時、すぐに対応できないときは 留守番電話で受付。	面接 電話	要予約
臨床心理士 産業カウンセラー 川上 晃代	Mental Health & Human Support With You ☎・FAX 088-633-5689 徳島市蔵本町2-32 ウェストハウス32-2F	月 火 土 日 13時～19時 予約はメールで。 (メールアドレスwith-you-2008@sings.jpへ、件名「教職員相談事業」で氏名、所属、連絡先、希望日時、相談項目(家族のこと、職場の人間関係等簡潔に記載)を明記。)	面接	要予約
言語聴覚士 産業カウンセラー 野津 敬	とくしまランゲージ・ラボ ☎0885-32-4480 小松島市中田町出口50-1	土 日 祭 15時～18時 10時～18時 予約電話は19時～20時30分。メール予約可。 (メールアドレス nozu@xrj.biglobe.ne.jp へ、件名「教職員相談事業」で。)	面接	要予約

● 教職員健康相談事業（保健師健康相談）

注意 面接については「職務に専念する義務の免除」扱いとなります。
※電話相談は匿名での相談も可能です

相談員	相談方法	相談日時等	相談場所	申込方法
福利厚生課 保健師 ☎088-621-3178	面接 電話	第3木 16時～18時 月 水 金 13時～17時	県庁6階 職員健康相談室 (水産振興課向い)	できるだけ予約を 2日前までに電話等

【公立学校共済組合本部関係】 利用できる方……共済組合員とその被扶養者

● 電話・面談メンタルヘルス相談 ※電話は匿名でも利用可能ですが、面談は完全予約制です

フリーダイヤル
0120-783-269

「心の専門家」の臨床心理士が電話や面接でのカウンセリングに応じます。
電話・面談受付時間：月～土曜日 10時～22時（祝日・年末年始を除く）

● 教職員電話健康相談24 ※匿名での相談も可能です

フリーダイヤル
0120-24-8349

健康に関する相談に保健師等の専門家が応じます。
◆専門相談（予約制）、小児救急相談、医療機関案内等の情報提供あり ※24時間・年中無休

● 介護電話相談 ※匿名での相談も可能です

フリーダイヤル
0120-515-579

ケアマネージャーや介護福祉士による介護全般に関する相談にお応えします。
受付時間：月～金曜日10時～16時（祝日・年末年始を除く）

● 女性医師電話相談 ※予約制

フリーダイヤル
0120-215-579

女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向けサービスです。
受付時間：月～土曜日10時～21時（祝日・年末年始を除く）

● Web相談（こころの相談）※匿名での相談も可能です

URL <https://www.mh-c.jp/> Web上でメンタルヘルス相談を24時間受け付け、臨床心理士が個別に回答します。
※ログイン番号 783269 ※24時間・年中無休

お知らせ

平成30年度から公立学校共済組合徳島支部では、「健康読本」(QUPiO・クピオ)を配布します。

「QUPiO・クピオ」とは？

40歳以上の組合員を対象に、定期健康診断と人間ドックの健診結果を分析した、あなた専用の「健康読本」(通称QUPiO)を作成し、所属所に配布させていただきます。

あなたの生活習慣改善のヒントに、ご活用ください。

なお、配布は11月頃となります。

- ①「健康年齢」は？
- ② 注意すべき生活習慣は？
- ③『QUPiO』からのアドバイス
- ④ おすすめ体験談&コラム

公立学校共済組合徳島支部で保有する個人情報の利用目的

徳島支部が行う地方公務員等共済組合法の規定に基づく事業を実施するに当たり、徳島支部が組合員等から取得した個人情報の利用目的は以下のとおりです。

資格関係

- 組合員及びその被扶養者の資格取得、掛金等の管理に係る事務
- 任意継続組合員の資格及び掛金等の管理に係る事務
- 国民年金第3号被保険者に関する届出に係る事務

短期給付関係

- 法定給付及び附加給付の裁定の実施に係る事務
- 医療費通知(組合員、被扶養者を合わせた)の実施に係る事務
- 第三者行為に係る医療費の損害保険会社への求償に係る事務
- 公務災害に係る医療費の地方公務員災害補償基金への求償に係る事務
- ジェネリック医薬品軽減額通知

長期給付関係

- 年金決定に係る事前書類整備等に係る事務
- 退職一時金等支給状況の確認に係る事務
- 年金額算定の基礎となる給料等記録簿等作成に係る事務

保健福祉事業関係

- 特定健康診査等事業に係る事務
- 人間ドック等健診事業の実施、運営に係る事務
- データヘルス計画に係る事務
- 健康等に係る講座の実施に係る事務
- 保健福祉事業の各種給付、補助金の交付、資料配付の実施に係る事務
- 福祉保険制度又はアイリスプランに係る事務

貸付関係

- 申込みに係る書類の審査及び決定に関する事務
- 貸付金の管理及び償還に係る事務
- 貸付保険事故の保険金請求に係る事務
- 団体信用生命保険の加入、脱退、請求等に係る事務
- 債務返済支援保険の加入、脱退、請求等に係る事務
- 抵当権抹消に係る事務
- 民事再生、破産手続に係る事務

前述に付随する事務

その他事業を実施するために必要な事務

個人情報の提供

徳島支部では、従来から組合員の便宜を図るために、関係機関へ個人情報を提供しています。

- やまも通帳発行事務に係る金融機関への情報の提供
- 一般財団法人徳島県教職員互助組合の事業実施に必要な情報の提供
- 日本年金機構への組合員等の資格関係に係る情報の提供

『個人型確定拠出年金(iDeCo)』の加入手続きについて

個人型確定拠出年金(iDeCo)への加入には、事業主の証明が必要です。

正規の県費教職員(公立学校共済組合員)の方は、福利厚生課で証明を行っています。

※ 徳島県立総合教育センター教職員福利厚生ポータルサイトに通知等を掲載しています。

(平成28年12月15日付け教福課第282号・教教課878号を参照)

福利厚生課へ提出するもの

- 1 第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用) ※金融機関様式
- 2 公立学校共済組合員証の写し
- 3 基礎年金番号の分かる書類の写し
例) 年金手帳、基礎年金番号通知書、ねんきん定期便 等
- 4 基礎年金番号の取得及び利用の取扱いに関する同意書(正規教職員用)

※ iDeCoに加入される方は、1～4までの書類を所属の福利厚生事務担当者に提出してください。

※ 所属の福利厚生事務担当者は、上記書類に福利厚生課長宛ての送付文書を添えて、福利厚生課退職手当・公災担当へご提出ください。

※ 人事異動により教育委員会(公立学校共済組合)に転入された方のうち、iDeCoに加入済の方は、登録事業者が「徳島県教育委員会」に変更となりますので、事業主変更の手続きをしてください。(手続きに必要な書類については、新規加入と同様です。)

【お問い合わせ先】 退職手当・公災担当 電話088-621-3177

考えていますか？セカンドライフのこと

教職員生涯生活設計支援セミナー

日本は世界有数の長寿国で、少子高齢化社会を迎えています。年金や医療保険等の社会保障制度が改正されていく中、教職員が自らの生涯生活設計を確立し、健康で生きがいのある豊かな生活を実現するために、早くから生活設計を立てることはとても大切です。退職後の20数年をどのように暮らしますか？福利厚生課では、皆さんのこれからの人生をより安定・充実させるために、生涯生活設計支援セミナーを開催しています。

教職員ライフプランセミナーⅠ

出席者：30～40歳代教職員 17名
日 時：平成30年8月30日 13：25～16：00
場 所：万代庁舎会議室
内 容：講義等
①「今から始める自己健康管理」
②「ライフプランで充実の人生を！」

教職員ライフプランセミナーⅡ

出席者：50歳代以上教職員 62名
日 時：平成30年8月31日 13：25～16：00
場 所：万代庁舎講堂
内 容：講義等
①「ライフプランで充実の人生を！」
②「今からでも遅くない健康づくり」

受講者の声

- ・自分の今の状況をふり返ることができてよかった。ライフプラン計画表の説明がよかった。将来の見通しをもつ大切さを考えることができた。
- ・もっと早くセミナーの受講をすればよかった。



教育文化の振興に関する事業助成金(互助組合)

教育文化の振興に関する次の事業に関し、公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等を対象に、予算の範囲内で助成金の交付をしています。

平成31年度の事業については、平成30年10月末頃に募集要綱等の通知を発送し、募集は平成30年12月に行う予定ですので、ご確認ください。

【助成対象事業】 ※助成は、1校につき1事業となります。

- ①特別支援学校支援事業（1校当たり15万円を限度として助成。）
- ②特別支援学級支援事業（1校当たり5万円を限度として助成。）
- ③へき地学校支援事業（1校当たり5万円を限度として助成。）
- ④定時制・通信制高等学校支援事業（1校当たり5万円を限度として助成。）
- ⑤芸術文化奨励助成事業（1校当たり10万円を限度として助成。）

【助成対象経費】

校外学習等のバス借り上げ費用、講演会等の講師謝金及び旅費、生徒・教員等の各種大会遠征費用及び参加費用、定期演奏会の会場使用料・楽器運搬費等。

【問い合わせ先】 厚生健康担当 ☎088-621-3178

平成29年度 決算の概要

(一財) 徳島県教職員互助組合

一般財団法人徳島県教職員互助組合の平成29年度決算が、6月に開催された理事会・評議員会で承認されましたので、その概要をお知らせします。

● 組合員数等

平成29年度末の組合員数は、7,578人で前年度に比べ137人減少しました。

● 正味財産増減状況（全会計）

(単位：円)

平成28年度 正味財産期末残高	平成29年度 当期増加額	平成29年度 当期減少額	平成29年度 正味財産増減額	平成29年度 正味財産期末残高
461,323,138	187,430,678	185,265,570	2,165,108	463,488,246



● 会計別内容

掛金などの収入187,430,678円と前期繰越収支差額（いわゆる繰越金）181,244,804円をもとに次の各事業を行いました。

● 実施事業等会計

この会計では、ニューイヤーコンサートや教育文化の振興に関する事業助成など公益文化事業を次表のとおり行いました。

なお、実施事業とは、公益目的支出計画に沿って行われる事業（いわゆる公益事業）のことを言います。

(単位：円)

事業名	予算額	執行額(※)	給付件数等	備考
公益文化事業	11,550,000	11,305,327	—	
(事業費)	1,700,000	1,623,353	—	ニューイヤーコンサート
(助成金)	9,850,000	9,681,974	71校、7団体	教育文化の振興に関する事業助成 8,391,974円 教育文化講演会1,290,000円

※その事業に関係する科目（旅費交通費、諸謝金等）を含む

● その他会計

① 給付事業

この事業では、公立学校共済組合が実施している給付事業の補完的の事業として組合員とその被扶養者に対し次表のとおり給付事業を行いました。

(単位：円)

事業名	執行額	給付件数等
医療費	25,476,500	8,933件
(組合員医療費)	18,556,500	6,818件
(家族医療費)	6,920,000	2,115件
入院給付金	2,614,200	374件
(組合員入院給付金)	2,614,200	374件
傷病手当金	2,740,000	137件
休業手当金	5,211,197	36件
出産祝（見舞）金	8,460,000	282件
(組合員出産祝（見舞）金)	5,160,000	172件
(家族出産祝（見舞）金)	3,300,000	110件
育児休業支援金	25,540,000	1,277件
結婚祝金	3,900,000	130件
組合員死亡弔慰金	2,500,000	5件
遺児育英金	3,500,000	7件
合 計	79,941,897	

② 保健事業

この事業では、カフェテリアプラン助成金や人間ドック負担金などの事業を次表のとおり行いました。

(単位：円)

事業名	執行額	給付件数等	備考
カフェテリアプラン助成金	63,687,620	6,567件	(内、カタログギフト 412件)
普及活動費	1,115,100	—	
(福利厚生とくしま)	515,100	—	
(教育関係団体)	600,000	—	
(福利厚生としおり)	0	—	隔年発行（今年度未発行）
独身者交流支援事業費	418,909		夏・冬（計2回）開催
(独身者交流支援事業会場費)	418,909	86人	(男性42人・女性44人)
人間ドック負担金	2,999,680		
(県費教職員)	2,999,680	140人	
設立50周年記念事業(※)	9,312,148		
(お笑い健康講座)	1,005,845		8月3日開催
(記念品配布)	8,306,303	7,583枚	オリジナル図書カード
合 計	77,533,457		

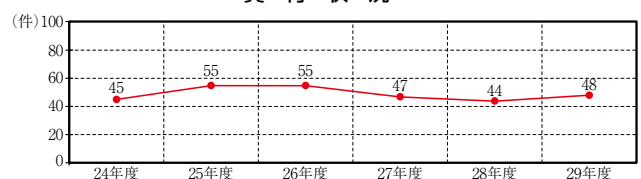
※その事業に係る科目（諸謝金、記念品代等）を含む

③ 貸付事業

この事業では、組合員の臨時の支出に対する貸付を行っています。詳しくは次表のとおりです。

年度	件数(件)	金額(円)	年度	件数(件)	金額(円)
24	387	234,654,814	27	334	173,209,820
25	384	230,228,394	28	316	157,152,658
26	372	204,111,843	29	293	140,356,375

貸付状況



● 法人会計

この会計では、法人運営にかかる管理費等を扱います。

ご存知ですか？ 互助組合の貸付事業

平成30年1月から またさらに

互助組合貸付利率が引き下げられています！

平成29年12月償還分まで
一般貸付 年利1.7% →

平成30年1月償還分から
年利1.26%
(保険料込み)

貸付限度額200万円。
ちょっと資金が必要とき…互助組合
の貸付をお忘れなく!!!
申込事由 NO.1 の生活資金、自動車
購入資金、教育資金など

- ★平成30年1月以降の新規申込の方から新利率が適用されています。
- ★該当者には既にお知らせしていますが、平成29年以前から借り受け中の方にも新利率を適用しています。
返済方法や残回数など、貸付申込時の条件は変更しません。
- ★利率以外の変更はありません。
- ★互助組合貸付は一般貸付の1本のみです。既に借りられている場合で、24回償還する前に違う事由で
もう1本借りることはできません。(24回償還後は借替えできます。)
- ★共済組合貸付と同時に互助組合貸付も受けることができます。
「共済組合で借りたけど、少し足りない分を互助組合で…」もOK！

…………… 必見! 互助組合の貸付事業についておさらい ……………

- ★貸付限度額200万円 目的は生活資金のほか、自動車購入資金、教育資金など
- ★申込事由が「生活資金」なら添付書類不要（但し限度額は100万円かつ償還回数上限72回）

日に余裕を
もってのご提出を
お願いいたします。

お申込以降の流れ

- 1 お申込 毎月25日（2月と12月は21日）までに互助組合（県教委福利厚生課内）に申込書等（※）
を提出してください。
※申込書等提出書類 ①～③は互助組合ホームページの様式集から印刷して必要事項を記入・
押印してください。

①～③必須

- ①申込書 申込者の印、所属長の印が必要です。
 - ②借用証書 金額・住所氏名を記入・押印し、左上に収入印紙（証紙ではありません）
を貼付・割印してください。
 - ③貸付保険にかかる個人情報に関する同意書
 - ④申込事由が「生活資金」以外の場合は、添付書類が必要です。
例:「自動車購入資金」の場合の添付書類は請求書、契約書など金額が確認できる書類
詳しくはお問い合わせいただくか、「福利厚生のしおり」に記載しています。
- 2 申込受付後、事務局で審査・貸付決定
- 3 貸付決定通知を申込者に送付（基本的には所属経由）
- 4 申込締切の翌月28日に、申込者の給付金の登録口座に送金
- 5 送金の翌月の給与から貸付償還金の控除を開始

お問い合わせ
書類送付先

TEL 088-621-3177（「互助組合の貸付」とおっしゃってくださいとスムーズです。）
ホームページアドレス（半角小文字） <http://www.toku-kyougo.or.jp>
〒770-8570 徳島市万代町1-1
徳島県教育委員会福利厚生課内 一般財団法人徳島県教職員互助組合

互助組合からのお知らせ

カフェテリアプラン助成事業……助成額：上限10,000円

今年度も「カタログギフト」をカフェテリアプランの選択肢に加えております！ご多忙の方は活用してください！

止むを得ず、次の表の項目1～11に該当する活動ができない場合等に1万円相当のカタログギフトをご自宅に送付します。ただし、他の項目との重複請求はできません。

(注意) カatalogギフトを選択する場合のみ最終締切は2月末日(事務局必着)です。2月中に事務局に届くようにご協力ください。

☆様式は最新のものの、当組合が発行したものをお使いください！

☆実施要領や様式など詳細は3月末に所属に配布しております、「平成30年度における保健事業等の実施について」や互助組合ホームページでご確認ください。

カフェテリアプラン助成対象一覧表

項目	項目番号	事業(メニュー)内容	対象者	助成対象経費	助成対象となるもの(例)	助成対象でないもの(例)
自己啓発	1	自己啓発のための講座(通信講座)を受講した。	組合員	講座の受講料(通信教育における講座の収録されたテキスト・CD・DVDの費用も含む)	語学教室・パソコン教室・書道・茶道・華道・教養講座・音楽教室・絵画教室・陶芸教室 等	公務で受講したもののテキスト・CD・DVD以外の教材費・材料費・道具類
		大学(通信・夜間・放送大学も含む)で行われる公開講座や科目履修を受講した。		講座の受講料 入学科、授業料	大学での科目履修、聴講	学位・学歴の取得(卒業)を目的とした修学費用
	2	各種資格を取得するための講座を受講または受験した。		資格取得の受講料(講座の収録されたテキスト・CD・DVDの費用も含む) 受験料 免許更新費用(自動車運転免許以外)	簿記検定・英語検定・パソコン検定・宅地建物取引主任者・小型船舶免許・アマチュア無線・ホームヘルパー・気象予報士等の講座受講料、受験料、講座のテキスト及び講座の収録されたCD・DVD購入費用	自動車運転免許の更新費用 テキスト・CD・DVD以外の教材費・材料費・道具類
		自己啓発用の書籍を購入した。		自己啓発用書籍・中古の本購入費	書籍購入費(領収書に書籍のジャンル等が記載されていない場合、支払内容を明記してください)	漫画・週刊誌・住宅地図・カレンダー・ポスター・電子手帳・送料等 図書カード・商品券・ポイントで購入した分
健康維持	3	自己啓発用のCD・DVDなどを購入した。	組合員	自己啓発用ソフトウェア	書籍をCD-ROMに収録したもの パソコンソフトの購入費用	録音及び録画用に使われるCD・DVD・BD類購入費用 ゲーム類の購入費用 ソフトウェア類のレンタル料
		人間ドックを受診した。		保険診療外のドック費用	人間ドックの自己負担分、オプション検査費用	保険診療分の検査費用
	4	インフルエンザを予防するために予防接種を受けた。		インフルエンザ予防接種費用(予防接種名の記入)	インフルエンザ予防接種	組合員以外の予防接種費用 迅速診断・抗体検査費用
		インフルエンザを予防するためにマスクや手指消毒剤を使用した。		インフルエンザを予防するためのマスク、うがい薬、手指消毒剤費用	マスク うがい薬、手指消毒剤、薬用石鹸(殺菌・消毒作用が明記されたもの)	ウエットティッシュ全般 風邪薬やのどに薬を噴射するものなど、予防でないもの
介護育児	5	健康管理施設やスポーツ施設を利用した。	組合員又は2親等の親族	各種スポーツ施設会費・利用料	ゴルフ・ボーリング・スキーリフト券・釣りの渡船料・ダイビング・ラフティング等	用具レンタル料・ゴルフ施設利用料のうち飲食料・入浴のみの施設
		各種スポーツ大会に参加した。		各種スポーツ大会参加料	大会の参加料	(大会終了後に申請書を提出してください)
	6	介護・看護等でヘルパーやデイサービスを利用した。		介護ヘルパー・デイスサービス代	介護ヘルパー代	紙おむつ等消耗品 一時的でない保育料 保育料に含まれる飲食代・諸費用 介護・育児に関する物品(車椅子、ベビーカー、チャイルドシート等物品全般)
		保育所(園)・託児所での一時保育やベビーシッターを利用した。		一時保育・ベビーシッター代	一時保育代 (病児保育・ベビーシッター等)	
地域社会活動・文化芸術活動	8	ボランティア活動に参加した。	組合員	活動に要する交通費、宿泊費、傷害保険料	ボランティア休暇の承認を受けて参加した活動(承認書類の写しの添付が必要です)	
		芸術・文化鑑賞をした。 スポーツ観戦をした。 アミューズメント施設を利用した。		入場料、観覧料、観戦料	映画・コンサート・テーマパーク・水族館・スポーツ観戦・遊園地・動物園・植物園・美術館・博物館・演劇・舞踊・芸能・県展入場料 等	
	9	芸術・文化鑑賞のためのCDやDVDを購入した。		芸術・文化鑑賞のためのCD・DVD等購入費用	音楽CD・映画等のDVD(BD)の購入費用	録音及び録画用に使われるCD・DVD・BD類購入費用 ゲーム類の購入費用 CD・DVD類のレンタル料
		展覧会などに出席した。 囲碁等の大会に参加した。		大会参加料(出展料)	大会参加料(出展料)	応募にかかる郵送料 材料費・運搬費・交通費 公務での出展
教員免許の更新	10	旅行をした。(公務出張等に係る旅行は除く)	組合員又は組合員と被扶養者	宿泊を伴った旅行・日帰り旅行・交通経費・宿泊代・高速代	宿泊費・飛行機代・バス代	ガソリン代・駐車料金・旅行券等・飲食代・入浴のみの施設・岩盤浴・エステ・サウナ・あんま・マッサージ等被扶養者のみの旅行
		教員免許を更新した。		払込受領証 大学が発行する領収証		
その他	11	カタログギフト	組合員	止むを得ず、項目1～11に該当する活動ができない場合等に1万円相当のカタログギフトを送付する。 (他の項目との重複請求不可)		
				カatalogギフト「アズユーライク ラベンダー」(シャディ株式会社) カatalogギフト「アズユーライク ラベンダー」の内容につきましては、パソコン・スマートフォンから次のURLにて掲載内容の全てを確認いただけます。 http://catalog.shaddy.jp/digicat/AYL/AOO [申込について] 年4回(6月、10月、1月、2月)の月末日に申込を締切り(必着)、翌月に組合員の指定した住所にカatalogギフト(冊子)を送付します(その後、各自で商品を選んでカatalogギフト会社に注文していただくという流れです)。申込は「平成30年度における保健事業等の実施について」20ページ、または当組合ホームページに掲載の様式に必要項目を記入して当組合まで提出してください。記入必要事項:「申請金額～項目11」の欄以外すべて(個人印、所属印も必要です) [注意事項] ・最終締切は毎年度2月末日(必着)です。 ・翌年度に前年度分の請求はできません。		



提出前にご確認を！

- * 旅行経費で高速道路を利用した場合
 - ①ETCを利用→カード会社からの請求書原本又は通帳のコピーを提出
 - ②ETC以外→「領収書」のみ可、「利用証明書」は不可
- * 旅行経費の領収書が複数人となっている場合は**申立書**も提出してください。
- * **駐車料金や食事代は対象外**です。（例えば、ホテル宿泊、ディナークルーズ、ディナーショー、ワンドリンク制のライブなどは対象外部分を除いてご請求ください。）
- * 自己啓発用書籍の領収書について、助成対象と推測される書籍のジャンルが記載されている場合(ジャンルの手書き不可)は書籍名を記入しなくてもよいこととします。
(例) 教育、文学、医学、文庫 など
 - ※ジャンルが例のとおりであっても書籍名が記載されていて、明らかに助成対象外であると推測される場合はお尋ねすることがあります。
 - ※ジャンルが「雑誌」の場合で、週刊誌やファッション誌などは助成対象外となることがありますので書名の記載をお願いします。
- * カード払いの場合(領収書が出ないとき)
 - 支払の内容がわかるもの(明細書等)と、確かに支払ったということがわかるもの(カード会社からの請求書原本又は通帳のコピー)を添付してください。
 - その際、カード番号等不必要なところは消しておいてください。
- * 講座料、スポーツ施設利用料などは、いつ**受講(利用)**されたかを領収書に書いてもらうか、様式の余白に記載してください。
また、回数券を購入された場合は、券を利用した日を全て記載してください。
基本的には受講や利用などの「活動」が終了した後に助成金を送金します。

☺と☹のカフェ雑談(カフェテリアプランって何?編)

☹ カフェテリアプランって申請したことないんやけど…

☺ えっ、1万円キャッシュバックされるのに?もったいなー。

☹ そうなん?1万円ももらえるん?どうやってしたらええん?

☺ 1万円以上の領収書を集めて、必要事項を記入押印した様式に添付して互助組合事務局に出せばええんよ。

☹ 領収書って?どんな集めたらいいん?めんどくさいなー。

☺ 自己啓発のために買った本代、人間ドック自己負担分、ホテル代やバス代などの旅行経費などいろいろ。詳しくは福利厚生とくしまや福利厚生のしおりに載っとるよ。

☹ レシートでもいけるん?

☺ 本代やマスク代はレシートでもいけるけど、書籍名や品名が書いてないとあかんあ。 「領収書」もらう場合は宛てと発行元、領収内容の記載があるか確認した方がいいよ。何に使用したのかわからないと事務局から問い合わせがあるよ(笑)。もちろん添付書類は原本を。

☹ あー、でもどこも行く予定ないしなあ、領収書もらうめんどくさいし、諦めるわ。

☺ 諦めるのはまだ早い!その場合はカタログギフトを選択することもできるよ。カタログの最終締切は2月末(必着)やけん、それまでに領収書が揃わなかったらカタログギフトを選ぶとか。 もちろん3月末までに本を買ったり旅行したりして領収書を集めて、翌年度早いうちに事務局に提出しても給付されるよ。

☹ まだ年度末まで時間あるけん、ちょっと覚えとくわー。あ、映画とかコンサートは行くかもしれんけどそれは?

☺ いけるいける!チケットの半券捨てられんよ。その調子!

☹ 子どもも行くけん、1万円超えるわ!

☺ 子どもの分は対象外(笑) 旅行経費なら被扶養者の分も大丈夫やけどな。

☹ やっぱりややこしいなあ。

☺ わからない時はお気軽に互助組合事務局へ!
TEL 088-621-3177

ここまで読んでくださった組合員のあなたにクイズです!

平成30年、互助組合は設立〇〇周年です!

〇〇に入る数字をお答えください。クイズに正解の方のうち、抽選で5名様に賞品を差し上げます。クイズの答えと互助組合へのご意見(こんな事業をして欲しい、など)、郵便番号、住所、氏名、所属(学校)名、組合員証番号をお書きのうえ、事務局までがきかメールでご応募ください。

注意:対象は互助組合員、はがきかメール1通につき1名の応募、複数応募無効

しめ切り:平成30年10月31日(当日消印有効)賞品の発送をもって当選発表とさせていただきます。

あて先:〒770-8570 徳島市万代町1-1 福利厚生課内 互助組合事務局 クイズ係

メールアドレス: gojo@toku-kyougo.or.jp

互助組合のホームページ、ぜひ御活用ください!

各種申請様式もダウンロードできる(一財)徳島県教職員互助組合のホームページを開設しております。

ホームページアドレス(半角小文字) <http://www.toku-kyougo.or.jp>

(「徳島県教職員互助組合」で検索しても出てきます。)

互助組合へのお問い合わせは TEL 088-621-3177 まで

これからの互助組合主催イベント

詳しくは所属あての通知文書をご覧ください。

★10月21日(日) 独身者交流支援事業(30歳以上優先)

★11月25日(日) 独身者交流支援事業(35歳以下優先)

★2019年2月23日(土) 教育文化舞台公演(※) in あわぎんホール

※ニューイヤーコンサートは今年度から教育文化舞台公演としてリニューアルします!

10月チケット一般発売開始

マリッサとくしま開設2周年記念! ありがとうキャンペーン



ありがとう キャンペーン

2018年7月31日 ▶ 12月28日

今回だけの特典! 先着300名様に

マッチング入会登録料
通常1万円から

2,000円割引



お得なクーポン本
プレゼントします!

クーポン丸。



実質
2,750円
お得です!!

徳島県教職員互助組合は、2016年7月末に設置された結婚支援のための拠点「とくしまマリッジサポートセンター(略称:マリッサとくしま)」の協賛団体です。当組合員は直接、マリッサとくしまのWEBサイトにアクセスしてイベントユーザー登録および所属企業コードを入力することで、別途、メルマガにより配信される協賛企業・団体員限定のイベントに参加することができます。

☆当組合の所属企業コードは「KA0002」です。

☆イベント参加時には資格の確認のため、公立学校共済組合員証(健康保険証)をご持参ください。

「マリッサとくしま」について

【主な事業】

- ・マッチング: 1対1のお見合い(会員登録料1万円(※)(2年間有効))
※今なら期間限定で8千円に! 詳しくは公式サイトで
- ・イベント: 出逢いイベントやセミナー等(会員登録料 無料)

【開所時間等】

- ・場 所: とくぎんトモニプラザ(県青少年センター) 4階
- ・開所時間: 月曜・火曜・金曜 12:00 ~ 20:00
土曜・日曜・祝日 10:00 ~ 18:00
(水曜・木曜は休み(祝日の場合は開所)。年末年始は休み)

●電話番号: 088-656-1002

●ファックス: 088-656-1008

●ホームページ: <https://www.msc-tokushima.jp/>

●メール: msc@marissa-tokushima.com

